

3. 自営業の子ども（世帯主）と同居する方

（子40歳：営業所得390万円、本人78歳：公的年金収入180万円）の場合

（1）被保険者均等割額

被保険者均等割額の軽減になるかどうかを判定します。（世帯主と被保険者の合計所得）

$$\begin{aligned} \text{軽減判定所得} &= \boxed{\begin{array}{c} \text{子ども（世帯主）の営業所得} \\ 390\text{万円} \end{array}} + \boxed{\begin{array}{c} \text{被保険者本人} \\ 55\text{万円} \end{array}} = 445\text{万円} \quad \dots \text{ア} \\ \text{軽減判定所得} &= \begin{array}{c} \text{年金収入} \\ 180\text{万円} \end{array} - \begin{array}{c} \text{公的年金控除}\ast 1 \\ 110\text{万円} \end{array} - \begin{array}{c} \text{特別控除}\ast 2 \\ 15\text{万円} \end{array} = \underline{55\text{万円}} \end{aligned}$$

軽減判定所得	445万円	>	7割軽減判定基準額	43万円
	(ア)		(43万円+10万円×(1人-1))	
		>	5割軽減判定基準額	71万5千円
			(43万円+(29万5千円×1人)+10万円×(1人-1))	
		>	2割軽減判定基準額	95万円
			(43万円+(54万5千円×1人)+10万円×(1人-1))	

被保険者の公的年金額が少なくても、子ども（世帯主）に軽減判定基準額を超える所得があるため、被保険者均等割額の軽減はありません。

○被保険者均等割額 = 52,400円・・・A

（2）所得割額

$$\begin{array}{c} \text{公的年金控除}\ast 1 \quad \text{基礎控除}\ast 3 \\ \text{賦課のもととなる所得金額} = 180\text{万円} - 110\text{万円} - 43\text{万円} = 27\text{万円} \end{array}$$

○所得割額 = 27万円（賦課のもととなる所得金額）× 9.52%
= 25,704円・・・B

※ 旧ただし書所得58万円（年金収入211万円相当）以下の方は9.52%、超える方は10.31%となります。

（3）保険料額

○年間保険料額 = 52,400円（A）+ 25,704円（B） = 78,100円※4
（月額 約6,508円）

- ※1 年金収入が330万円未満の場合は、110万円の公的年金控除があります。
- ※2 65歳以上の方で年金所得がある場合は15万円の特別控除があります。
- ※3 基礎控除が43万円あります。
- ※4 年間保険料額は100円未満切り捨て